

事業者向けQ&A(京都市介護認定給付事務センター)

令和7年10月23日時点

番号	業務	区分	質問	回答	更新日 ※質問・回答を 一部時点更新
1	給付	福祉用具貸与	福祉用具を旅行等にレンタルすることは可能か。	福祉用具は、要介護者等の日常生活上の便宜を図るためのものであるため、旅行等(日帰りを含む)を目的としたレンタルは、介護保険の給付対象にはなりません。 <参考> 福祉用具とは、「心身の機能が低下し日常生活を営むのに支障がある要介護者等の日常生活上の便宜を図るための用具及び要介護者等の機能訓練のための用具であって、要介護者等の日常生活の自立を助けるためのもの」をいう(介護保険法第8条第12項)	R7.5.16
2	給付	訪問介護	複数の要介護(要支援)者がいる世帯において、同一時間帯に生活援助を利用した場合の算定方法は。	複数の要介護(要支援)者がいる世帯において、同一時間帯に生活援助を利用する場合には、国の通知上、全員のケアプランに生活援助を位置付けたうえ、要介護(要支援)者間で適宜所要時間を振り分けることとされています。 どのように振り分けるかは、ケアマネジャーの判断となりますが、通常は、世帯全体に必要な生活援助の所要時間を、それぞれの世帯員に均等に按分することが想定されます(支給限度額や負担割合の違い等を理由として、特定の世帯員に対し生活援助を集中して算定することはできません。) ただし、当該世帯全体への介護報酬(利用者負担)の観点からすると、例えば要介護2の夫と要介護1の妻の二人世帯に生活援助を60分間提供する場合、夫・妻ともに30分ずつの生活援助として算定する方が、60分の生活援助として夫か妻のいずれかで算定するよりも高額になるため、このような場合は60分の生活援助として夫と妻のいずれかで生活援助を算定し、別の日に提供する生活援助をもう片方の利用者に算定する等、回数が同一になるように振り分けていただくことが望ましいと考えます。 また、要介護の利用者と、月額定額報酬の対象となる訪問型サービス(要支援)の利用者がいる世帯に生活援助を提供する場合には、原則として提供回数で按分することになりますが、按分の方法をどのようにするか(例えば訪問型サービスを第1週と第3週にまとめ、第2週と第4週は要介護の訪問介護を提供回数に応じ算定する等)はケアマネジャーが判断してください。また、実態として提供時間に偏りがある場合は、必ずしも同一回数で按分するのではなく、実態に応じた按分回数としてください。	R7.10.23